

第 83 号

令和 7 年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 7 年度山梨県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度山梨県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 建設改良費	2,608,979 千円	△ 657,584 千円	1,951,395 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,365 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,379 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 47,322 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 49,308 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	2,607,808 千円	△ 657,584 千円	1,950,224 千円
第 1 項 企業債	518,000 千円	△ 93,000 千円	425,000 千円
第 2 項 国庫補助金	1,331,000 千円	△ 401,135 千円	929,865 千円
第 3 項 市町村負担金	592,557 千円	△ 128,775 千円	463,782 千円
第 4 項 他会計補助金	166,251 千円	△ 34,674 千円	131,577 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	3,624,200 千円	△ 657,584 千円	2,966,616 千円
第 1 項 建設改良費	2,608,979 千円	△ 657,584 千円	1,951,395 千円

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	518,000 千円	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものとする。ただし、 財政その他の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができる。	425,000 千円	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものとする。ただし、 財政その他の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができる。
計	518,000 千円				425,000 千円			

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(既決予定額)

1,424,082 千円

(補正予定額)

△ 34,674 千円

(計)

1,389,408 千円

第6条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
富士北麓流域下水道建設事業に係る河口湖第2中継ポンプ場受変電設備更新工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	令和8年度から 令和9年度まで	340,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター中央監視設備更新工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和8年度から 令和9年度まで	1,389,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター管理本館空調設備更新工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和8年度	120,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター管理本館電気設備更新工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和8年度	66,000 千円

桂川流域下水道建設事業に係る桂川清流センター運転制御設備更新工事2工区（大月市）について請負契約を締結すること。	令和8年度から 令和9年度まで	360,000 千円
桂川流域下水道建設事業に係る金畑橋耐震補強工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和8年度	300,000 千円